

障害者の入学試験及び修学に関する規程

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

第 1 章 目的及び対象

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、身体に障害のある者の入学試験及び入学後の修学に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 本規程にいう学生とは、身体障害者福祉法 4 条にいう「身体障害者」である学生をいう。ただし、本規程は、身体障害者福祉法上の「身体障害者」には該当しないが、疾病等により、修学する上で制限を受ける者にも適用するものとする。

第 2 章 入学試験における配慮の希望

(必要書類の提出)

第 3 条 本学に入学を志願し、入学試験実施及び修学に際し必要な配慮を希望する者（以下「申請者」という。）は、受験を希望する試験日の原則 1 ヶ月前までに次の書類を入試・広報課に提出するものとする。

(1) 入学試験・修学配慮願

(2) 身体障害者手帳の写し

2 第 2 条ただし書に該当する申請者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 入学試験・修学配慮願

(2) 医師による診断書

(書面審査及び面接審査)

第 4 条 障害のある学生のための修学支援委員会（以下「委員会」という。）は、学長が必要と認める者によって構成される。

2 障害のある学生のための修学支援委員会は、申請者と必要に応じて面接を行い、申請者の希望する配慮を行うことができるか否かを検討する。

(審査報告及び教授会決定)

第 5 条 障害のある学生のための修学支援委員会は、前条に基づき審査した結果を、教授会に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告に基づき、配慮を行うか否かを決定する。

第 3 章 修学に関する配慮

(教育的配慮)

第 6 条 学生は、修学上の配慮に関して要望がある場合には、担任に申し出るものとする。

2 教務委員会及び学生生活指導委員会は、前項の申出に基づき、関係者と協議し、対応するものとする。ただし、配慮をするにつき過度の負担を要する場合には、この限りではない

3 教務委員会及び学生生活指導委員会は、前 2 項の検討に際し、必要に応じて、身体障害者手帳の写し又は医師による診断書の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。